

議案第90号

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出

大田原市長 津久井富雄

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。